



ぼたん

ジエイシス税理士法人

〒543-0001
大阪市天王寺区上本町
8-9-23 JKPLACEビル2F
TEL 06(6770)1801
FAX 06(6770)1811
<http://www.jess-tax.com/>

5月

(毎月) MAY

3日・憲法記念日
4日・みどりの日
5日・子どもの日
6日・振替休日

日	11	25
月	12	26
火	13	27
水	14	28
木	15	29
金	16	30
土	17	31
日	4	18
月	5	19
火	6	20
水	7	21
木	8	22
金	9	23
土	10	24

5月の税務と労務

- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| 国 税／4月分源泉所得税の納付 | 5月12日 | 国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 |
| 国 税／3月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) | 6月2日 | 国 税／特別農業所得者の承認申請 |
| 国 税／9月決算法人の中間申告 | 6月2日 | 地方税／自動車税・鉱区税の納付 |
| 国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) | 6月2日 | 都道府県の条例で定める日 |
| 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) | 6月2日 | |

ワンポイント 国民負担率

租税負担と社会保障負担の合計が国民所得に占める割合。財務省によると、厚生年金等の保険料引上げや高齢化に伴い社会保障負担率が増加すること、景気回復・消費税率引上げに伴い租税負担率が増加することにより、平成26年度の国民負担率は41.6%で過去最高となる見通しです。

会社法について

種類株式の発行を中心とした

「株式」について考えてみましょう。

(1) 種類株式

平成十七年六月二十九日、「会

社法」が成立し、翌年五月一日

から施行されました。それ以前は、会社に関する規定は、商法第二編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（「商法特例法」）など、様々な法律に分散しており、一つの法律にまとまつていませんでした。

また、明治三十二年に制定された商法、昭和十三年に制定された有限会社法は、ともに片仮名文語体表記となつており、非常に読みにくいといわれています。そこで、会社に関する法律を一本にまとめ条文を再構成するとともに、平仮名口語体表記で体系的に分かりやすい法律として会社法が制定されました。

中小企業に関連する部分として

は、株式会社制度と有限会社制度の統合、機関設計の柔軟化、事業承継に活用できる株式制度の拡充、会計参与制度の導入、最低資本金の撤廃、合同会社の新設など非常に多岐にわたつており、それによって得られるメリットも様々です。

「高齢になつてきたのでそろそろ息子に事業を継がせたいが、相続により会社の経営に關係のない親族にも株式が行き渡り、息子が円滑に会社経営ができるかどうか心配」「株式発行の工夫により円滑に事業を承継したい」という経営者の方も多いのですが、事業承継の場面で活用すれば効果があると思われる「種類

株式」が異なる権利を付与した「種類株式」として中小企業に認めているものは、次の九つです。

- ① 剰余金の配当
- ② 残余財産の分配
- ③ 株主総会において議決権を行使できる事項（議決権制限株式）
- ④ 謙譲による取得についての会社の承認（謙譲制限株式）
- ⑤ 株主から会社への株式取得請求権（取得請求権付株式）
- ⑥ 会社による強制取得（取得条項付株式）
- ⑦ 株主総会の決議による全部の株式の強制取得（全部取得条項付株式）
- ⑧ 定款に基づく種類株主総会の承認（拒否権付株式）
- ⑨ 種類株主総会での取締役・監査役の選任（選解任株式）

うまく活かすことができれば有効な事業承継対策になると思われます。

(2) 謙譲制限株式

「謙譲制限株式」とは、その株式を謙譲しようとする場合には会社の承認を必要とする事を定款で定めた株式のことをいいます。謙譲を承認する機関は、原則として、取締役会を設置しない株式会社では株主総会が、取締役会を設置する株式会社では取締役会が務めることになります。

これまでには会社が複数の種類の株式を発行している場合に、一部の種類の株式にのみ謙譲制限を付けることはできませんでした。しかし、会社法では、一部の種類の株式についても謙譲権のある株式にのみ謙譲制限を行い、議決権制限株式には謙譲制限を行わないなどの制度設計も可能となりました。また、株主間の謙譲について承認を要しないこと、特定の属性を有する者（従業員等）に対

する譲渡については承認を要しないこと、譲渡を承認しない場合において先買権者をあらかじめ指定しておくこと等を定款で定めることが認められました。

(3) 議決権制限株式

「議決権制限株式」とは、株主総会の全部又は一部の事項について、議決権行使できない株式をいいます。特に総会の全ての事項について議決権を有しない株式を「完全無議決権株式」といいます。議決権の制限については、配当優先無議決権株式など様々な要素を組み合わせた株式が考えられます。これまで、株式会社は議決権制限株式を発行済株式総数の二分の一までしか発行できませんでしたが、会社法では株式譲渡制限会社においては発行限度が撤廃されました。より少ない自己株で安定議決権を確保することができるようになり、また、事業承継者以外へ相続する株式は議決権制限株式にするなど、議決権制限株式の活用の幅が広がりました。

(4) 属人的種類株式

これまで株式会社では、原則として出資額に応じて議決権・配当の配分を行うこととなつていました。一方、有限会社では、定款に定めをわけば、議決権の行使や配当などについて社員ごとに異なる取扱いができることになつていきました。

ただし、定款でこのような異なる取扱いを新設したり変更したりすることは、株主の権利に大きな影響を与えますので、通常の株主総会の特別決議（議決権の過半数の出席かつ出席株主の三分の二以上の賛成）ではなく、より厳しい特殊決議（総株主の過半数、かつ総株主の議決権の四分の三以上の賛成）が必要となります。

ただし、この制度を活用するには、次のような注意点があります。株主の異なる種類株式となり、属人的な種類株式といわれるようになります。株主の異なるごとの取り扱いには、次のようないことがあります。

(5) 相続人等に対する売渡請求

相続や合併等により会社にとって好ましくない者に株式が分散することを防ぐにはどうしたらよいでしょうか。

- ① 議決権…一株に総議決権の過半数の議決権を与える。
- ② 剰余金の分配…所有株式数一定数以上の株式を有する株主の議決権を制限する。
- ③ 残余財産の分配…所有株式数によらず「頭割り」で分配。

数によらず「頭割り」で分配。例えば、事業承継者に「一株に総議決権の過半数の議決権を与える」内容の株式を取得する権利（ストックオプション）を与えたとしますと、事業承継者が議決権を集中させることができ、事業承継対策に大きな効果があります。

ただし、この制度を活用するには、次のような注意点があります。株主の三分の二以上の賛成）を経て請求する必要があります。

- ① 請求期限…相続等があつたことを知った日から一年以内に、株主総会の特別決議（議決権の過半数の出席かつ出席株主の三分の二以上の賛成）ができます。
- ② 売買価格…株式の売買価格は当事者間の協議によりますが、協議が整わない場合、裁判所に売買価格決定の申立てができます。ただし、申立ては売渡請求の日から二〇日以内に行う必要があります。
- ③ 財源規制…剰余金分配可能額を超える買取りはできません。

企業コンプライアンスとは？

近年、企業による脱税・申告漏れ・所得隠しや原材料・産地の意図的な偽装、暴力団・総会屋などの反社会的勢力に対する利益供与などの事件により、企業コンプライアンスが重要視されるようになってきました。

不祥事が企業に与えるダメージは、事態収束のために要する直接コストのみならず、信用失墜、ブランド・イメージ低下、社会的制裁など極めて大きいものとなります。企業不祥事が発生しないようにコンプライアンスを重視することは、企業の経営の最重要課題の一つとなっています。

「企業コンプライアンス」とは、コーポレートガバナンス（企業統治）の基本原理の一つで、企業が法律や内規などのごく基本的なルールに従って活動することをいい、ビジネスコンプライアンスという場合もあります。「コンプライアンス」は、一

般的に日本語では「法令順守」と訳され、欧米の企業では以前から普及している概念でしたが、日本でも企業不祥事が後を絶たないため重視されるようになってきました。

企業も社会の構成員の一人として会社法だけでなく民法・刑法・労働法といった各種一般法、その他各種業法をすべて遵守し、従業員にもそれを徹底させなければならないとされ、大企業については、内部統制システム構築義務が課されています。

組織内においてコンプライアンスを遵守できるよう経営管理し、事業活動を行うこと（コンプライアンスマネジメント）や、情報提供者本人に不利益が生じない仕組み（コンプライアンスプログラム）作りとして、専門部門やコンプライアンス監査などの機能を設置し、日々変化がある社会情勢や法令に対して、組織がコンプライアンス対応できる態勢を整えることが求められています。

行ってよかつた花火大会

角川マガジンズが運営するウォーカープラスが行った「2013年全国の行ってよかつた花火大会ランキング」調査の結果、第1位に輝いたのは、「第54回いたばし花火大会（東京都板橋区・約1万1,000発）」でした。

以下、第2位「第67回あばしりオホーツク夏まつり花火大会（北海道網走市・約2,500発）」、第3位「長岡まつり大花火大会（新潟県長岡市・2万発）」、第4位「第8回古河花火大会～関東のドマンナカに咲く三尺の大輪～（茨城県古河市・2万発）」、第5位「2013わたらせ・サマー・フェスタ第99回足利花火大会（栃木県足利市・2万発）」、第6位「第37回みやま納涼花火大会（福岡県みやま市・8,000発）」と続きます。

歴史のある花火大会も多いですね。少し気が早いですが、今年はどの花火大会に行こうか夏の予定を立ててみてはいかがでしょうか！

自分の上司が自分だったら
あなたが上司を選べるとした
あなたが自身を選ぶでしょう
か。あなたといふ社長の下で、
一従業員として働きたいと思う
か想像してみたことがあるでし
か。あなたといふ社長の下で、
一従業員として働きたいと思
うか。自分自身が自分の上司
になつた時に、その上司の下で
一〇〇%の力を發揮できるでし
ょか。
下から部下に対する指示の仕方、面談で部
下の報告の受け方、面談で部
下の話を持ち、部下を育
てる熱意、部下がミスしたとき
の対応、お客様との接し方など
を客観的に振り返つてみて、「ぜひこの人の下で働きたい」と思
えるでしょうか。
あなた自身が自分のことを
「ぜひこの人の下で働きたい」と思
えるでしょうか。
と思えるような魅力ある生き方
を心がけましょう。